

# 第 15 章

情報公開・説明責任

## 第15章 情報公開・説明責任

### 到達目標

- ① 財務状況について、紙面での公開とともに、ホームページ上でも概要を公開するよう準備する。
- ② 自己点検評価報告書の公開方法として、報告書を読みやすくする為にダイジェスト版を作成し、外部評価結果も含めて Web 上で公開していく。

### 1-1 財政公開

#### 1-1-1 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

##### (1) 大学全体

###### [現状説明]

本学では、決算に関わる「消費収支計算書」、「資金収支計算書」、「貸借対照表」について財務状況の説明も含め学内報（HAKUOH NEWS）に掲載し、学生および保護者、教職員、同窓会役員等に配付している。

###### [点検・評価]

財政状況とその内容・方法について、学生および保護者、教職員に対し、適切に配付または周知しており、評価できる。しかし、最近では国際化・情報化によって社会のニーズが多様化し、それに伴い以前にもまして大学を取り巻く利害関係者の範囲や要求も多様化しており、さらに積極的な情報公開を図る必要があると思われる。

###### [改善方策]

大学の財務状況については、紙面での公開とともに、ホームページ上でも概要を公開することが必要と思われる、今年度中には実施の予定である。

### 1-2 情報公開請求への対応

#### 1-2-1 情報公開請求への対応状況とその適切性

##### (1) 大学全体

###### [現状説明]

本学では、財務、教育研究、入試等あらゆる情報を積極的に公開しているため、学外からの情報公開請求はあまり生じていない状況であるが、請求への対応は、まず総務部が受付窓口となり、財務に関しては経理部、教育研究に関しては学務部、入試に関しては入試広報部が担当することとし、必要に応じて他部

署が協力する体制としている。

#### [点検・評価]

外部からの情報公開請求については、各部署とも関係法令および「白鷗大学個人情報保護に関する規程」等を遵守し、適切に対応していると考ええる。

### 1-3 点検・評価結果の発信

#### 1-3-1 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

#### 1-3-2 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

#### (1) 大学全体

##### [現状説明]

本学では、1996年および2001年に自己点検評価を実施し、「自己点検・評価報告書」を2度刊行した。その際、学外に向け関係官公庁、私立大学加盟校等に送付し、学内に向けては、教員全員、事務局各部署に配付した。また、その内容を2005年より Web 上で公開している。

外部評価については、大学基準協会による加盟判定（外部評価）も受け、その際、指摘された改善点等について学内において報告をしてきたが、外部に向かって積極的に情報公開はしていなかった。今回の認証評価の結果については、外部に向かって発信するよう準備を進めているところである。

#### [点検・評価]

これまで2回の詳細な自己点検評価報告書を発行したことは評価できる。しかし、以下の点は今後改善していく必要がある。

- ① 広く大学の状況を知らせるため、紙ベースだけではなく、積極的に Web 上に掲出し、常に最新情報を公開していくことを目指す。
- ② 一般的に約500ページに及ぶものをすべて読むことは、なかなか難しいと思われる。記載された内容を改善に結びつけるためには、容易に読むことができるよう工夫することが必要である。
- ③ また、これまでに受けた外部評価は公開すべきであったことに留意し、今後の情報公開に努めるべきである。

#### [改善方策]

上記の問題点を具体的に改善するための方策として、まず報告書を読みやすくする為に、報告書のほかにダイジェスト版を作るなど工夫する必要がある。また、ダイジェスト版は外部評価結果も含めて Web 上で公開していく。

## (2) 法務研究科

### 2-2 情報公開請求への対応

### 2-3 点検・評価結果の発信

#### [現状説明]

#### ① 組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開

本法科大学院は、その組織・運営と活動の状況等について法科大学院案内を通じて情報公開している。大学広報、新聞、雑誌等の学内外のメディアの取材に対しては、大学本キャンパスの入試広報部および本法科大学院の院長、研究科主任、教務委員長および広報委員長が対応している。

#### ② 学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備

本法科大学院で独自の規程の整備を図る必要がある。実際の情報の開示は、ホームページ、法科大学院案内、履修要綱その他の印刷物等で行われており、そこにおいて、本法科大学院の基本方針、カリキュラム、科目概要、教員組織、教育支援体制、教育施設、入学選考の基準・方法、学費、入試データ等、本法科大学院の概要を知ることができる情報を開示している。

#### ③ 情報公開の説明責任としての適切性

本法科大学院の組織・運営、活動の状況等に関する情報は、常に最新のものを広く公開している。本法科大学院の案内は、毎年度更新している。特に入試に関する情報は、試験要項等入学試験実施方法について変更がある場合は、すべて募集要項で明示するとともに、ホームページ等で迅速に公表している。

#### [点検・評価]

組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開については、本法科大学院の組織・運営、活動の状況等に関する情報は、ホームページ等を通じて、可能な限り公開している。一例を挙げると、大学基準協会による2006年度試行評価に関する情報公開がそれであり、その「自己点検・評価報告書」および大学基準協会からの評価結果（助言、勧告）をホームページ上で誰でも閲覧できるようにしている。

「自己点検・評価報告書」に関しては、評価結果に対する改善報告書の開示をどうするか、という点が、課題として残されている。

#### [改善方策]

学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備に関しては、今後、本法科大学院の関係各委員会ないし規程整備のための作業部会で検討していく。

情報の開示については、今後も、本法科大学院の組織・運営、活動の状況等に関する情報等の開示を積

極的に進めていく。なかんずく、評価結果に対する改善報告書の開示という課題に関しては、本法科大学院が「その使命達成に向け直面している問題点は何か」、「具体的にどのような部分に問題があると認識し、どのような改善策を策定し、どの程度実施しているのか」、「その改善効果はどのように検証しており、結果はどうであるか」といった問いに答えるべく、積極的に取り組んでいく。